

【表紙】

【提出書類】	<u>訂正報告書</u>
【根拠条文】	法第27条の25第4項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	<u>弁護士 今津 幸子</u>
【住所又は本店所在地】	東京都港区六本木一丁目6-1 泉ガーデンタワー <u>アンダーソン・毛利・友常法律事務所</u>
【報告義務発生日】	該当なし
【提出日】	平成25年6月25日
【提出者及び共同保有者の総数(名)】	該当なし
【提出形態】	該当なし
【変更報告書提出事由】	該当なし

【発行者に関する事項】

発行者の名称	大成ラミック株式会社
証券コード	4994
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京

【提出者に関する事項】

【提出者(大量保有者) / 1】

個人・法人の別	法人(株式会社)
氏名又は名称	クレディ・スイス・ファンド・マネジメント・エスエー (Credit Suisse Fund Management S.A.)
住所又は本店所在地	ルクセンブルグ L-2180、ル・ジャン・モネ5
事務上の連絡先及び担当者名	〒106-6036 東京都港区六本木一丁目6-1 泉ガーデンタワー アンダーソン・毛利・友常法律事務所 弁護士 今津 幸子
電話番号	03(6888)-1000

【提出者(大量保有者) / 2】

個人・法人の別	法人(株式会社)
氏名又は名称	クレディ・スイス・セキュリティーズ(ヨーロッパ)リミテッド (Credit Suisse Securities (Europe) Limited)
住所又は本店所在地	英国 ロンドンE14 4QJ、ワン・カボット・スクウェア
事務上の連絡先及び担当者名	〒106-6036 東京都港区六本木一丁目6-1 泉ガーデンタワー アンダーソン・毛利・友常法律事務所 弁護士 今津 幸子
電話番号	03(6888)-1000

【提出者(大量保有者) / 3】

個人・法人の別	法人(株式会社)
---------	----------

氏名又は名称	クレディ・スイス
住所又は本店所在地	スイス国チューリッヒ、8001、パラデプラッツ8番地
事務上の連絡先及び担当者名	〒106-6036 東京都港区六本木一丁目6-1 泉ガーデンタワー アンダーソン・毛利・友常法律事務所 弁護士 今津 幸子
電話番号	03(6888)-1000

【提出者(大量保有者) / 4】

個人・法人の別	法人(株式会社)
氏名又は名称	クレディ・スイス証券株式会社
住所又は本店所在地	東京都港区六本木一丁目6番1号泉ガーデンタワー
事務上の連絡先及び担当者名	〒106-6036 東京都港区六本木一丁目6-1 泉ガーデンタワー アンダーソン・毛利・友常法律事務所 弁護士 今津 幸子
電話番号	03(6888)-1000

【提出者(大量保有者) / 5】

個人・法人の別	法人(その他(米国デラウェア州法上のリミテッド・ライアビリティー・カンパニー))
氏名又は名称	クレディ・スイス・セキュリティーズ(ユーエスエー)エルエルシー (Credit Suisse Securities (USA) LLC)
住所又は本店所在地	米国 ニューヨーク州 ニューヨーク マジソン・アベニュー11
事務上の連絡先及び担当者名	〒106-6036 東京都港区六本木一丁目6-1 泉ガーデンタワー アンダーソン・毛利・友常法律事務所 弁護士 今津 幸子
電話番号	03(6888)-1000

【訂正事項】

訂正される報告書の報告義務発生日	平成25年6月14日
------------------	------------

上記提出者は、共同保有者が増加したとして平成25年6月21日に上記発行者にかかる変更報告書No.1を提出しました。しかし、共同保有者の単体株券等保有割合を改めて精査したところ、上記報告義務発生日現在新たに共同保有者となった者のうち、その単体株券等保有割合が1%以上であった者はおらず、他には変更報告書提出事由が生じていなかったため、同報告書の提出は不要であったことが判明しました。したがって、平成25年6月21日に提出しました変更報告書No.1を取り下げます。